

【対象調整力の凡例】		
I a : 電源Ⅰ周波数調整力	I b : 電源Ⅰ需給バランス調整力	I' : 電源Ⅰ' 厳気象対応調整力
II a : 電源Ⅱ周波数調整力	II b : 電源Ⅱ需給バランス調整力	II' : 電源Ⅱ' 低速需給バランス調整力
BS : ブラックスタート	調相 : 調相運転	

NO	対象契約	募集要綱 標準契約書	該当箇所	ご提案・お問い合わせ	回答
1	I'	募集要綱	P24 15 専用線オンライン指令による信号送受信を可能にするための設備	【質問】専用線オンラインについては、電源のみならず、DRが対象となり得ると理解しているが、DRアグリゲータ事業者向けの新設専用線オンラインの費用負担額、新設工事に要する期間、工事の施工区分等、可能な範囲で詳細をご教示いただきたい。	専用線オンライン化工事の概要については弊社ホームページに掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。なお、仕様の詳細については、別途協議をさせていただきますので、問い合わせフォームよりお問い合わせください。  (参考 弊社ホームページ 調整力募集の概要) <a href="https://www.chuden.co.jp/corporate/choseiryoku/cho_gaiyou2017/index.html?cid=ul_me">https://www.chuden.co.jp/corporate/choseiryoku/cho_gaiyou2017/index.html?cid=ul_me</a>
2	I'	募集要綱	契約書全般	【お願い】契約書関連の書類はできるだけ一元化・簡素化を図っていただきたい。 例:kW・kWh・運用申告書等の書面を複数の契約書を分けずの一つにまとめる、複数存在する需要家リストを一元化する、等 【理由】関係者全ての業務効率化のため”	弊社ではkW、kWhに関する契約については、1つの契約書に纏めております。なお、運用に関する詳細事項を定める申告書等については、個別に取り扱わせていただきますようお願いいたします。
3	I'	募集要綱	”9 主な契約条件(6)”	“(原 案)計量単位の集約を希望する場合は、個別に協議させていただきます。ただし、計量単位に含まれるすべての発電機と厳気象対応調整力契約を締結し、かつ、すべての発電機の厳気象対応調整力提供に係る算定単価(V1)が同一であること等が条件になります。 【質問1】需要家が所有している自家発電設備から逆潮流で電源1'として供出する場合、集約することは可能か。 【質問2】集約が可能な場合、集約の制限等はあるか。 例:他の逆潮流の自家発電設備との集約は可だが、逆潮流しないDRの需要家とは集約負荷、等 【質問3】集約の可否に関わらず、需要家が所有している自家発電設備が逆潮流で電源1'に参加するにあたり、試験が必要になると理解しているが、試験に伴い供出する売電量はどのような扱いになるかご教示いただきたい。また、その際の手続きについてもご教示いただきたい。(例:売電契約とDRが並立している場合、売電契約として扱われるのか。)参考:貴社が発動試験を義務付けない場合、弊社として当該需要家の電源1' 供出の実効性を確認するため、社内での試験を実施することになるが、その場合の試験に伴い供出する売電量はどのような扱いになるか、手続きについてもご教示いただきたい。”	【質問1】個別に協議させていただきます。 【質問2】発電設備を活用したものに限りです。また、同一発電場所内とさせていただきます。 【質問3】試験に伴い発生する電力量については、売電契約に基づき扱われます。(調整力契約では扱いません。) 逆潮流に関する詳細は、弊社ネットワークサービスセンターへお問い合わせください。
4	I'	募集要綱	”11 総合評価方式における評価順位の決定(2)”	“(原 案)ただし、当社以外の一般送配電事業者に連系する契約電源等を活用する案件については、指令後に地域間連系線の設定変更等が必要となり、結果として指令から調整までが1時間未満とならないことから、非価格要素ポイントは加算いたしません。 (修正案)原案の削除、もしくは隣接・属地に問わず、全て3時間に統一することをご検討いただきたい。 【理由】隣接TSOエリアから広域調達されるリソースよりも、属地エリアで調達されるリソースに優位性が発生するため。当該優位性により、隣接TSOエリアリソースが広域調達されなかった場合、広域調達のメリットであるコスト低減が達成されなくなるため。また、3時間への統一は、将来の容量市場における発動指令電源との整合性が取れるため。”	「指令から調整までが1時間未満」については、需給運用の柔軟性の観点から加算するものです。一方で、他エリアの契約電源等は、連系線の設定変更等のため、これを満たせないことから加算評価を行わないものなので、ご理解いただきますようお願いいたします。
5	I'	募集要綱	13 応札方法	“(原 案)応札者は、入札書を募集期間内に4部(本書1部・写し3部)提出するようお願いいたします。 (修正案)応札者は、入札書を募集期間内に2部(本書1部・写し1部)提出するようお願いいたします。 【理由】他社TSOで2部にしているところもあり、紙・印紙等の節約、実務効率化にも繋がるため”	社内関係部署における応札書類の取扱い見直しを行い、提出書類は2部(本書1部・写し1部)とさせていただきます。
6	I'	募集要綱	5 厳気象対応調整力の提供期間および提供時間	“(原 案)厳気象対応調整力の提供期間は、2020年7月1日から2020年9月30日までといたします。ただし、土曜日、日曜日、7月23日、7月24日、8月10日、8月13日、8月14日、9月21日、9月22日は除きます。 (修正案)提供期間:2020年4月1日から2021年3月31日までの1年間 理由 ピーク対応のリソースは、年間を通して維持・管理費用をかけることで、需給ひっ迫に備え、待機しているため。また、全国大で年間契約に統一することで、将来の容量市場における発動指令電源との整合性を図るため。”  “(原 案)厳気象対応調整力の提供時間は、提供期間中の各日午後1時から午後8時までといたします。 (修正案)提供時間:各日午前9時から午後8時までといたします。 【理由】全国大で各日の提供時間を統一することは、将来の容量市場における発動指令電源との整合性を図るため。”  “(原 案)応札時点で営業運転を開始していない発電設備等、および中央給電指令所とのオンライン信号の送受信を開始していない発電設備等の場合、提供期間の始期までに発電設備等の試運転や必要な試験を完了していることが必要です。また、計量器の取り付け・取り替え等の工事が必要な場合、提供期間の始期までに必要な工事・試験を完了していることが必要です。 【質問】落札事業者の運用準備に要する期間を考慮し、調整力発動試験の実施時期は、2020年3月以降に設定します。7月運用開始の場合、6月頃で問題ないか。また、年間契約に統一することとなった場合、3月で問題ないか。 【理由】2020年7月もしくは4月までに電源1'を運開させるためには、1.落札後に貴社との契約協議、2.簡易指令システムの構築、3.需要家との契約協議、4.契約締結後の子メーター設置工事、5.小売事業者とネガワット調整金に関する契約締結、等、運用準備作業が膨大にあり、特に4.はベースライン見える化を実現するため、電源1' 供出を技術的に担保するうえで必須。従い、試験の実施は7月運用開始の場合は6月以降、4月運用開始の場合は3月以降としていただきたい。”	・電力広域的運営推進機関の「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」における調整力の必要量に関する検討結果に基づき算定した結果、弊社の募集では7月～9月を提供期間としております。なお、募集要綱に定める運用要件の対象外ではありますが、提供期間以外においても可能な限り活用できるように、落札者と協議させていただきます。  ・中部エリアにおける厳気象日の想定需要カーブを踏まえ、午後1時～午後8時までを提供時間としております。なお、募集要綱に定める運用要件の対象外ではありますが、提供時間以外においても可能な限り活用できるように、落札者と協議させていただきます。  ・調整力発動試験が必要となる場合は、契約締結までの試験完了をお願いします。

NO	対象契約	募集要綱 標準契約書	該当箇所	ご提案・お問い合わせ	回答
7	I'	募集要綱	6 契約電源等および入札の単位	“(原 案)(イ)各調整力の募集に重複しない容量をもとに入札(以下「複数入札」といいます。)をする場合・各調整力においてそれぞれ落札判定を行うものとしたします。この場合、各契約で定める調整力の提供に支障が生じることがないよう、それぞれの契約電力を設定していただきます。 【質問】DRも属地TSO・隣接TSOそれぞれに複数入札できるという理解で良いか。(それぞれ明確に区分できることが前提)”	供出電力を明確に区分できる場合は、それぞれの需要家を分けて別案件として入札いただくようお願いいたします。
8	I'	募集要綱	”8 入札の条件 (4)イ”	“(原 案)当社の指令に応じた発電等の継続が、2時間にわたり可能であることが必要です。 【質問】運転継続時間が他社と比べて短い「2時間」となっているが、2時間の算出根拠があればご教示いただきたい。”	中部エリアにおける厳気象日の想定需要カーブを踏まえ、電源 I' の必要継続時間を2時間としております。
9	I'	募集要綱	P.10,11 8 (4)発電設備等の運用、(5)負荷設備を活用した厳気象対応調整力の提供	「(4)ア 発電等の実施」「(5) ア (ア)(中略)適切な需要抑制(中略)」とあるが、ネガワットとポジワットの評価を統一すれば、普段逆潮をしているサイトにて、負荷調整によりネガワットを創出し、逆潮量を増加させることが出来る需要家の参入につながるのではないかと。	系統に電力を逆潮している需要家さまが、発電設備として入札にご参加いただいた場合に、負荷抑制により逆潮流を増加させることは否定しておりません。
10	I'	募集要綱	P11 負荷設備を活用した厳気象対応調整力の提供	需要家は電力使用の抑制により厳気象対応調整力を供出することとなっているが、普段は系統より受電している需要家が、保安用等のために逆潮出来る容量の自家発を保有している場合、受電ベースラインから需要削減分と逆潮分の電力を足し合わせた容量をDRの容量とみなすことが出来るのではないかと。 例:構内負荷が1,500kWであり、1,000kWの自家発を2台保有しており、普段は1台のみ稼働しているような顧客を想定。普段は系統から500kW受電しているが、遊休自家発を活用すると、500kWの逆潮が可能である。このような需要家は、系統に逆潮流するため、現状では発電機とみなされるが、最低入札容量を満足しないため、活用することが出来ない。	「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方(平成28年10月17日経済産業省)」において、募集単位は「原則としてユニットを特定した上で容量単位による応札を受け付ける」とされております。これらに基づき、電力系統へ逆潮流するものについては、発電設備を活用して調整力を提供するものと位置付け、ネガワット分と逆潮分は混成しないこととしてください。
11	I'	募集要綱	P23 応札方法	「例えば、過去、停電割戻料金の対象となったことがある応札者等に対して、厳気象対応調整力契約電力を供出できることを証明する追加資料の提出をお願いする場合があります。」とあるが、具体的にはどのような追加資料を提出する必要があるのか。また、貴社より要望された資料を種々の理由により提出できない場合、何かしらのペナルティは発生するのか。	応札書類の評価により、提出をお願いする追加資料の内容は異なります。なお、追加資料も含めた評価を行った結果、契約電力の妥当性が確認できない場合は、入札を無効とする場合があります。
12	I a	募集要綱	P8 オンライン信号送受信	・オンライン設備に関して、旧一般電気事業者の所有設備特有のものになるため、同等性能を持つ簡素な仕様やオフライン発電所を検討頂きたい。	既存の電力網と一般の電源が接続されるため、セキュリティ上のリスクを回避することを目的に、指令時は専用線オンライン設備を使用しております。また、一般送配電事業者が周波数調整等を行うため、中央給電指令所から、通信伝送ルートを通じて直接的に発電等を指令するため、専用線オンライン指令を必須としております。
13	I a	募集要綱	P8 周波数調整機能	・周波数制御機能は性能仕様とし、詳細仕様は自由とすべき	安定供給の観点から、必要な仕様を設定しております。
14	I a	募集要綱	P9 機能要件	意見: ・旧IPP電源の参入が容易となるように、旧IPP電源が減点とならない要求水準まで機能要件の緩和を検討いただきたい(AFC変化速度の要求水準を5%以上から4%以上にするなど)。 ・周波数制御機能は性能仕様とし、詳細仕様は自由とすべき 理由 ・経済的な調整力確保の面から、旧IPP電源は今後重要な役割を担っていくと考えられる。しかし現在の要件では旧IPP電源でも減点なしでの入札は困難であり、結果として昨年度、今年度とも、旧一電保有の電源が太宗を占めている。	安定供給の観点から、必要な仕様を設定しております。
15	I a	募集要綱	はじめに(1)一般注意事項	<原案> 以下のいずれかに該当する関係に～<略>～、そのうち一のみによる応札またはジョイント・ベンチャーとしての応札としてください。 <修正案> 以下のいずれかに該当する関係に～<略>～、そのうち一のみによる応札またはジョイント・ベンチャー等としての応札としてください。 【理由】前項表現との整合の観点から等をつけるのが適切かと存じます。	表現の整合が取れていなかったことから、募集要綱を修正します。